

## 議案第2号

北名古屋市統括参事の設置に関する条例の一部改正について

北名古屋市統括参事の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、市長の政策秘書としての職務を踏まえ、統括参事の給料を引き上げるとともに、その任期については職責に応じた適切な期間を定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市統括参事の設置に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市統括参事の設置に関する条例（平成25年北名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1年」を「4年」に改める。

第6条中「490,000円」を「670,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。